

標準処理期間の設定について

対馬市農業委員会は、農地法第3条許可の事務処理について、申請書受付から許可決定までの標準処理期間を以下のように定め、迅速な事務処理による行政サービスの向上に努めています。

根拠法令		標準処理期間
農地法	第3条第1項（農業委員会許可事案）	28日

※ 許可申請書の締切日 毎月15日
（15日が、土・日・祝日の場合は前日）